

霧島連山・新燃岳噴火による農業被害の緊急支援及び対策を求める意見書

霧島連山・新燃岳は平成23年1月26日に52年ぶりとなる中規模で爆発的な噴火が観測され断続的な噴火が続いている。この噴火による大量の火山灰は宮崎県内の広範囲に降灰し住民生活に深刻な影響を与えている。

特に農産物への被害は深刻であり、県農政水産部は2月8日、県内の農地被害は1万872ヘクタールで被害金額は2億4,095万円になると発表した。このまま噴火活動が長期化すると、さらに被害が拡大するおそれがある。

中でも、施設園芸については、ビニールハウスの被覆資材への降灰による光線透過量の低下に伴う生育不良、また、「お茶」、「葉タバコ」、「スイートコーン」等の露地農産物についてはこれから春先にかけて、新芽の発芽、定植時期が間近に迫っており、このまま降灰が続けば樹勢低下、生育阻害が懸念される。

本市においては、ようやく昨年の口蹄疫被害から市民一丸となって、復興に向けて取り組んでいる最中であり、これ以上の新たな災害を被ると、農業を基幹産業とした本市経済に多大な影響を受けることは必至である。

よって、国においては、下記事項について、早急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 活動火山対策特別措置法を適用し、住民の生活及び農林業、中小企業等の経営の安定対策を講じること。
2. 降灰被害を受けた農林作物に対する補償を講じること。
3. 営農継続に向けた経費への財政的な支援措置を講じること。
4. 農畜産物全般にわたる降灰対策を講じること。
5. 風評被害対策を講じること。
6. 独自の降灰対策等に対する国の財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 2月10日

宮崎県西都市議会

(提出先)

| | | |
|--------|------|---|
| 衆議院議長 | 横路孝弘 | 殿 |
| 参議院議長 | 西岡武夫 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅直人 | 殿 |
| 財務大臣 | 野田佳彦 | 殿 |
| 農林水産大臣 | 鹿野道彦 | 殿 |